

❁ 消費者行政の取組について (H26 年度予算要求中)

(H25: 67,556 千円(一)28,609(財)149(入)38,387(諸)411
→H26: 70,058 千円(一)28,437(財)135(入)41,075(諸)411)

【主な増額の要因】

①市町村研修の充実

(1,835 千円→2,975 千円)

②消費者教育推進計画策定 (746 千円)

安全で安心して暮らせる社会づくり ～消費生活の安定と向上～

5 消費者行政推進事業費

(H25: 6,771 千円→ H26: 6,443 千円)

消費生活関係法令に基づく事業者の指導や自立した消費者の育成、多重債務者対策の推進等を図る。

- ・高知県消費生活審議会の運営
- ・生活情報紙の発行等による消費者啓発
- ・高知県多重債務者対策協議会の運営 ほか

6 消費生活センター費

(H25: 22,085 千円→H26: 22,241 千円)

県立消費生活センターの管理運営。

- ・こうち男女共同参画センターの維持管理 (占有部分)
- ・消費生活相談員 (7 人) 配置 ほか

7 消費者行政活性化基金積立金

(H25: 149 千円→ H26: 135 千円)

8 消費者行政活性化基金事業費

(H25:38,551 千円→ H26: 41,239 千円)

国の地方消費者行政活性化交付金を財源に造成した基金を活用し、県や市町村の消費生活相談窓口の機能強化や啓発の充実や多様な主体と連携して地域の問題解決力を高める取組を図る。

また、消費者教育推進計画 (仮称) の策定に取り組む。

● 相談窓口の充実強化 (1,217 千円)

- ・弁護士による多重債務相談会の実施、消費生活相談員の研修派遣

● 啓発の充実強化 (8,682 千円)

- ・短大連携講座の開催、くらしのサポーターの養成、消費者団体への活動促進補助金、タウン情報誌への広告の掲載 ほか

● 法執行体制の強化 (2,133 千円)

- ・不当取引指導非常勤職員 (1 人) の配置

● 市町村支援の充実 (28,461 千円)

- ・消費生活相談員研修の実施、市町村窓口訪問、県センターに市町村支援相談員 (1 人) の配置、法律専門家による助言、市町村補助金の交付

● 消費者教育推進計画 (仮称) の策定 (746 千円)

- ・消費者教育推進法 (H24 年 12 月施行) を踏まえ、消費者教育への取組を総合的・体系的に推進するための計画を策定 (H26 年度～H27 年度)